

【ご連絡】窓口交付の再開スケジュール（予定）について

※緊急事態宣言の解除のタイミングで変わります

2020年5月22日

日本商工会議所

新型コロナウイルス感染症にともなう緊急事態宣言が京都・大阪・神戸で解除されましたが、緊急事態宣言が継続される地域における窓口の混雑を避けるため、特定原産地証明書の窓口交付を引き続き停止いたします。

あわせて、今後の窓口交付の再開スケジュール（予定）を以下のとおりご案内いたします。ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解・ご協力のほどよろしく願います。

1. 窓口交付の再開スケジュール（予定）

原則、全国で緊急事態宣言が解除された後、窓口交付を再開いたします。スケジュールは以下のとおりです。

(1) 5月25日（月）に緊急事態宣言が解除された場合

5月28日（木）朝8時以降、発給システムで窓口交付を選択して発給申請することができます（申請を受理してから承認するまでの期間は、原則2営業日です）。

(2) 5月末に緊急事態宣言が解除された場合

6月2日（火）朝8時以降、発給システムで窓口交付を選択して発給申請することができます（申請を受理してから承認するまでの期間は、原則2営業日です）。

（注意点）

- ・すでに郵送交付を選択して申請している場合、郵送⇒窓口に変更することはできません
- ・窓口交付を再開した直後は、発給申請が集中することが想定されます。通常よりも証明書の交付にお時間をいただく場合がありますので、あらかじめご承知おきください
- ・事務所窓口の「三密」をできる限り緩和するため、事前に発給システムのクレジット決済で手数料をお支払いいただきますよう、願います
クレジット決済マニュアル <https://www.jcci.or.jp/gensanchi/credit.pdf>
- ・窓口にお越しいただく際は、手洗いやマスクの着用、咳エチケットにご協力ください

なお、緊急事態宣言が延長された場合は、原則、引き続き窓口交付を停止いたしますので、あらかじめご承知おきください。

2. 日商国際部へのお問合せ

日商国際部では、臨時ダイヤルとして、050-3138-2689でお電話を承ります。メールでのお問合せとあわせて、ご活用いただけますと幸いです。

なお、03-3283-7850での電話対応については、再開のめどが立ち次第、あらためてご連絡いたします。

引き続き、新型コロナウイルスへの感染リスク低減、および証明書発給業務の継続のため、何卒ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

【本件担当】

日本商工会議所 国際部 特定原産地証明書担当

MAIL : tokuteico@jcci.or.jp